

災害救助法にもとづく 応急仮設住宅とは

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊もしくは流出した被災者が発生した場合においては、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅が必要となります。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法(昭和22年10月8日 法律第118号 最終改正:平成18年6月7日 法律第53号) 第23条で規定されている救助の種類の一つとして、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的としています

また、災害発生から復興までの一連の流れの中で見れば、一時的な居住の安定を図るようにするだけでなく、被災者による生活再建・住宅再建に向けての足がかりとなる重要な役割を果たすものでもあります。

なお、当応急仮設住宅に対応している都道府県は以下の通りです。

- ・ 静岡県

《注意》

応急仮設住宅についての詳細な内容につきましては(公社)全日本不動産協会 静岡県本部にお問い合わせ下さい。

静岡県の応急仮設住宅について

静岡県では、災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住まいがない方で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方に、応急仮設住宅を建設し、提供することになります。

しかし、大量の応急仮設住宅の建設には建設工事が長期にわたり、その間被災者の方々が避難所での生活を余儀なくされるなどの課題があります。

そこで、静岡県では応急仮設住宅の建設のほか、民間の賃貸住宅を借り上げ被災者の方々に入居していただく、「借り上げ型応急住宅」を実施することとしています。

借り上げ型応急住宅の登録にあたっては耐震性などを考慮しております。なお、登録住宅であっても入居が決定すれば、その住宅を借り上げ型応急住宅として借上げたり、入居者の方に退去を依頼するなどは一切ありません。

以上